

意見陳述書

いま、パート・アルバイト・派遣・請負などで働く「非正規」の労働者が増えつづけ、若者と女性の2人に一人、日本の労働者の3人に一人がそのような働き方を余儀なくされています。この人たちにとって、最低賃金の大幅引き上げは、人間らしく生きていく上で、不可欠の要件になっています。

最低賃金法は、本来、不当に低い賃金をなくすために作られた制度であるのに、パートなどで働く人たちの時間給が、逆に最低賃金に足を引っ張られ、下へ下へと押し下げられ、労働者全体の賃金を低く抑える役割に、利用されているのが実態です。

憲法25条では、国が国民に「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」としています。この憲法の規定に基づき、生活保護法第1条で「国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障」しています。そして、同法3条で「保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活を維持することが出来るものでなければならない」と水準まで定めています。

労働基準法第1条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する、生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と水準を明確に規定しています。最低賃金法でも「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」云々とあり、目的を明確にしています。また、最低賃金法第3条で最低賃金は、「労働者の生計費、類似の労働者の賃金、及び通常の事業の支払能力を考慮して」決めなさいとなっていますが、この支払い能力論が長年にわたって、悪用されてきたため、経済大国日本が、最低賃金では世界の最低ラインになっている原因になっています。世界の資本主義国の中で支払能力などと言っている国は見当たりません。最賃決定額が長年にわたり、数円単位の攻防に終始してきたのは、企業への配慮が強すぎた結果であると思っています。本来、最も考慮されなければならないのは、労働者の生計費です。

憲法25条に基づいて作られた、関係法律に共通して流れている本質は、憲法25条の精神であり、生存権保障の具体化であります。この立場に立ち、最低賃金が決定されるなら、路上にあふれるホームレスやワーキングプアと言われる人たち、ネットカフェ難民と言われる人たちが出現しなかったし、生活保護費以下の最低賃金など、決定されるはずがありません。

働けないで生活保護を受けとっている人より、働いている人の受け取る賃金が少ないことに、大きな批判が起きました。そのため、39年ぶりに改定され

る最賃法に「生活保護との整合性に配慮」することが法案に盛り込まれました。残念ながら、先の国会では継続審議となりましたが、私たちの運動が世論を動かし、政府も従来型では、矛盾が拡大すると判断した結果だと考えています。

最近、未払い賃金の相談を受けた、ポケットティッシュを配っている青年の時給は、800円から1,000円ですが、1日2時間ずつ、2社を掛け持ち働いていますが、安定して仕事が継続してある訳ではありません。彼の場合、独立して生計を立てていますが、部屋代・電気・水道・ガス代などすべて、月単位の請求と支払いになっています。「時間給だけで最低賃金を表示するやり方はおかしい。月額も決めてもらわないと、生活設計が出来ない」と話しています。最低賃金月額表示はこれらの事情を勘案しても、日額、月額表示は必須条件であると考えています。最賃が時給表示のみでは、こま切れで働かされる労働者を生み出している温床になっています。

いま、全労連と連合は、日本中どこで働いても、時給1,000円以上の要求をしています。現在の最低賃金は、全労働者の平均所得の32%ですが、1,000円が実現し、フルタイムではたらいたとすると、国税庁調査の平均年収436万円の約5割に当たります。世界で広く採用されている国際基準では、平均所得の5割以下を貧困所帯としていますが、貧困問題の大幅改善が期待できません。先進国の貧困率は、第1位がアメリカで第2位が日本です。

主要先進国の中で日本の最低賃金は、アメリカとともに最低水準です。搾取率、貧困率、最低賃金が正比例していることに、貧困問題の原因であることを立派に証明しています。そのアメリカでは、現行618円から700円に引き上げられ、2年後には870円まで引き上げることが決定されています。イギリスやフランスでは、すでに、日本円換算にすると1,200円を超えています。また、全国一律制か地域別最低賃金かの調査では、ILO、101カ国の動向報告書で、発達した資本主義国の58%・59カ国が全国一律最低賃金制を採用、地域別最賃を採用しているのは中国、インド、カナダ、など国土面積の広い国9カ国に過ぎません。日本の地域別最賃の決定方式では、最低の青森・沖縄と東京との格差は、11年前は98円、現在では、109円と地域間の格差が拡大しています。このことから、格差解消に、全国一律最低賃金制が強く求められています。個人消費、消費購買力の向上こそが、もっともふさわしい景気拡大の保障です。誰もが認める景気回復は、最低賃金制度の抜本改革と1,000円以上の最低賃金でこそ、実現できるものと確信しています。

2007年7月31日

全労連・全国一般 宮城一般労働組合
副委員長 杉本 正勝